

令和元年台風第19号による災害により被災された皆様へ

令和元年台風第19号による災害により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。
この度の災害により下記1・2の条件に該当する方は、ジェイティ健康保険組合までご連絡を
いただけますようお願いいたします。

1. 災害救助法が適用された地域にお住まいの方

[適用市町村はこちら](#)

出典：内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/>)

2. 一部負担金等の減額・免除徴収猶予等の措置について

※住宅・家財またはその他の財産などに著しい損害を受けた場合、被保険者の
申出（要、罹災証明書）により、ジェイティ健保が認めたときは、当該措置を
受けることができます。

※罹災（被災）証明書のご準備をお願いいたします。

3. 被保険者証の取扱いについて

健康保険証がない場合でも病院・診療所等で受診できます。

※健康保険証を紛失、あるいは、ご家庭に残したまま避難されたことにより、
健康保険証が手元がない場合でも、医療機関の窓口で以下の事項を申告すれば
通常の自己負担のみで受診できることになっています。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③所属の健康保険組合名（ジェイティ健康保険組合）

*ジェイティ健康保険組合では、令和元年台風第19号による災害により被災され、
健康保険証（被保険者証）を紛失・滅失・毀損された方からの再交付申請の際は、
会社を通じまして、速やかに再交付を行います。

（任意継続被保険者の方は直接送付いたします）

ご不明な点は、ジェイティ健康保険組合まで直接お問い合わせください。

【問合せ先】（※申請書類送付先）

ジェイティ健康保険組合

〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル6F

適用・給付担当 電話 03-5572-4898（平日9時～17時40分）